

## アメリカおよびイスラエルによるイラン攻撃に強く抗議します

本年2月28日朝(イラン時間)、アメリカおよびイスラエルは、イランに対する空爆を開始しました。地中海およびアラビア海に展開していたアメリカ原子力空母の艦載航空機による空爆だけでなく、アメリカ本土からB2爆撃機が出撃し、横須賀を母港とする駆逐艦も出撃しています。3月13日米メディアは、米海軍佐世保基地(長崎県佐世保市)に配備する強襲揚陸艦トリポリと、沖縄県に駐留する海兵隊の総勢5000名の舞台が中東に向かったと報じています。

イラン国内では現在までに2000名を超える死者が記録され、その大部分は非戦闘員であるとされています。小学校が空爆されて授業を受けていた児童と教師175名が死亡しました。国際法は、武力による威嚇又は武力の行使を原則禁止しています(国連憲章2条4項)。今回のアメリカおよびイスラエルのイラン攻撃は、国連憲章51条の「自衛権」の行使、には当たらず、国連憲章2条4項に違反し、いかなる意味でも正当性を持ちえません。民間人を標的にすることは、国際人道法に違反し、国際刑事法(国際刑事裁判所のローマ規程)に違反する戦争犯罪です。さらに、体制変革(レジーム・チェンジ)を狙ったものであれば、侵略犯罪にも当たります。

私たちマンション維持管理支援・専門家ネットワークは、住居の安全と充実は、人々が健康で幸福な文化的生活を送るうえで不可欠の要素と考えて支援を行っています。戦争は、住居とともにそこに暮らす人々の生活と命を根こそぎ奪い、子どもたちの未来を破壊するものです。私たちの活動理念からも、断じてこれを許すわけにはいきません。

私たちは、アメリカおよびイスラエルのイラン攻撃に、強く抗議をするとともに、関係当事国に対して即時停戦を呼びかけます。また、日本政府に対しては、憲法の平和主義に則り、国際法遵守の立場を堅持し、力による国際法秩序の変更を認めないこと、国際法違反の軍事攻撃に日本がこれ以上加担しないことを明確に宣言して、即時停戦と和平に向けた積極的な役割を果たすことを求めます。

2026年3月14日  
マンション維持管理支援・専門家ネットワーク  
代表弁護士 大江 京子